

熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部
変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更
する協約

熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のよう
に変更する。

別表第3の3圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の表に次のように加える。

(2) 機関等 の共同設 置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の 定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の 定めるところによる。

(提出理由)

熊本市と合志市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。